

金山町住宅賃借者生活応援事業

若者定住対策及び少子化対策の一環として、金山町内の賃貸借住宅に住む若者、子育てをする者に対して支援を施すことにより、若者や子育て世帯の本町定住や本町への移住を促進し、若者や子育て世帯の生活の充実と環境の整備を図ること。ひいては金山町の将来を担う人材の成長・育成を応援する事業です。

対象者の要件

- ① 若者（40歳未満）又は子育て世帯の方^(※)で、町内にある賃貸借住宅に月額 10,000 円以上の賃借料金を支払いながら実際に暮らしている方
※ 子育て世帯の方（40歳以上）においては、0歳から18歳（高校生）までの扶養が1人以上いる方（ただし、小中学生については町立学校に、高校生については福島県立川口高校に通学している児童・生徒に限る。）
- ② 金山町に住所を有し、金山町に永住する意思がある方で、次の職種の方に該当しない方
ア 転勤が伴うことが明らかな職種
イ 公務員（町職員、教職員、県職員等）
ウ その他町長が判断する者
- ③ 町税等を滞納していない方
- ④ ①～③までの要件を全て満たす方

支援内容

- ・ 一月当たり 5,000 円分（5,500 円分の綴り 1 セット）の「妖精の里商品券」を支給
- ・ 年度内第 1 回の対象月を前年度 10 月から当年度 3 月までとし、当年度 4 月に半年間分をまとめて支給（満額で 30,000 円分）、第 2 回の対象月を当年度 4 月から 9 月までとし、当年度 10 月に半年間分をまとめて支給（満額で 30,000 円分）

事業スケジュール

- 3 月～ 当初予算議決後、事業を町民へ周知
- 4 月 対象者から第 1 回申請書の受け付け開始
- 4 月 第 1 回申請締め切り・審査
- 5 月 第 1 回支援対応（妖精の里商品券の半年間分の支給）

- 4 月～ 事業を町民へ周知
- 8 月 対象者から第 2 回申請書の受け付け開始
- 9 月 第 2 回申請締め切り・審査
- 10 月 第 2 回支援対応（妖精の里商品券の半年間分の支給）